情報提供、異議申立、無効審判 利用時の注意



2021年8月30日

弁理士・米国弁護士 龍華明裕

	情報提供	異議申立	無効審判	
事務所費用	20, 000~	200, 000~	400, 000~	
庁費用	0	16, 500	49, 500	
		+ 請求項の数×2,400	+ 請求項の数×5,500	
口頭審理	なし		あり	
請求項	容易に減縮できる			
決定時期		登録から1年以内	請求から9か月	
既判力 (エストッペル)		なし	あり	

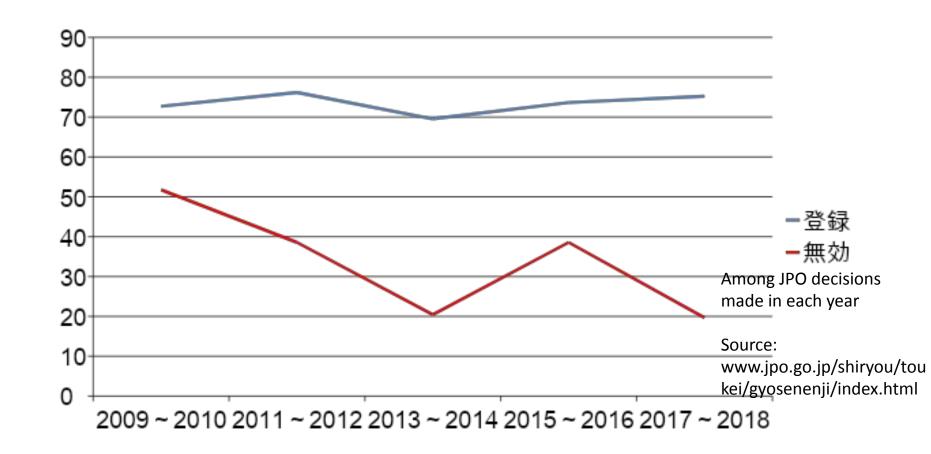
	情報提供	異議申立	無効審判
主体要件	何人	利害関係人	
匿名	可不		可
時期	いつでも可能	特許公報発行	設定登録後い
	(登録後含む)	から6月以内	つでも
理由	新規性	情報提供と同じ	異議申立と同じ
	進歩性	+	+
* 発明の単一性	ダブルパテント	出願人不適格	発明者適格
要件を理由とすることはできな	特許の対象となら	公序良俗	不適法な訂正
り。	ない発明		
3 0	新規事項		
	明確性		
	実施可能要件		



近年、無効が認められるケースは少なくなっている

無効となる割合(%) : ↓ 60's → 20's

(参考) 登録割合(%): ↑ 60' s → 70' s





デメリット

デメリット: 特許権を強くしてしまう可能性がある

情報提供等の結果特許が有効に存続した場合、提供された 文献によっては特許が無効にならないことの証明として寄与 してしまう

よって、特許権者の立場を強くすることとなりかねない



デメリット: 権利者の特許出願が継続している場合、 権利化に力を入れることが予想される

- 対象特許の重要性が露わになる
- 日本または外国において継続中の出願がある場合、下記の対応をとることが考えられる:
 - 競合事業者の製品の調査
 - それらの製品を請求の範囲に含める補正
 - 早期審査の請求
 - 分割出願
 - より多くの特許権の取得



デメリット:未提出の先行技術文献は、有利な条件でのライセンス交渉の材料となり得る

- ・ 先行技術文献によって特許が無効となれば、原特許権者は他者の実施を排除できず、ライセンス料も受けられない
- 先行技術文献を提出すると、交渉材料がなくなる
- 競合が多い場合、または競合に大企業が存在する場合、影響が 大きくなる



ご提案

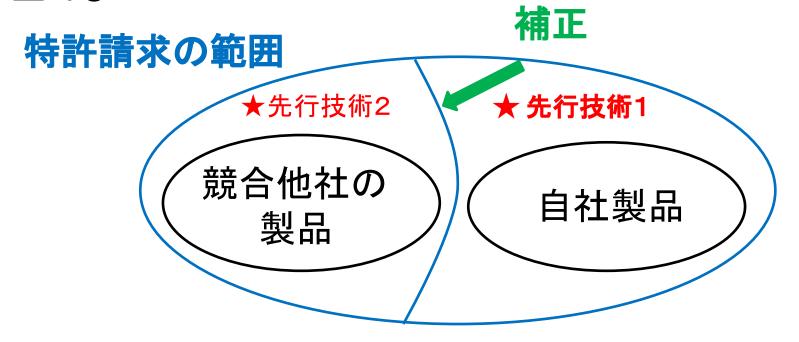
競合他社の特許を存続させておくメリット

- 特許権者以外の第三者の発明の実施を排除できる
- したがって、他にも競合が存在している場合において、 ライセンスを取得できれば、特許権からとができる



ご提案: 異議申立により、自社製品を請求の範囲の外に出す

• 他社の実施を排除するため特許権は維持されるよう努めつ つ、自社の製品が請求の範囲に含まれないよう異議を申し 立てる





先行技術2は提供しない

ご提案:複数の企業、または大企業が自社と同じ態様で発明を実施している場合、特許権に<u>対抗しない</u>

例外 (例):

- 特許侵害を訴えられる可能性があり、事業を行っている国において継続中の特許出願がない
- ・他社と違う態様で発明を実施できる

ご提案は、事業内容や個別の状況により変わります。



ご提案: 第三者の名前で、情報提供または 異議申立を行う

- 無効審判において請求人は請求の範囲を広く解釈するが、
- 侵害を避けようとする際には狭く解釈しようとする
- 矛盾のある主張は、請求人の信用を損なう

⇒ 第三者の名前(例:弁理士名)で情報提供または異議申立を行うことにより、将来別の主張をすることができる



ご提案: 包袋禁反言を作るために情報提供と異議申立を利用する

- 第三者が情報提供または異議申立を行うことにより、請求の範囲を広く読むことができる
- 特許権者の回答が包袋禁反言となり得る
- ・非侵害の判断が得やすくなる



ご提案: 特許事務所に、潜在的な異議申立に関するウォッチサービスを依頼する

特許事務所は、特定の者の新たな特許を定期的に調査することができる

定期的に、下記の報告をしてもらう:

- 1. 関連する発明の特許出願
- 2. 分割出願に関する情報
- 3. 外国出願に関する情報



出願人並びに特許権者へのご提案

出願人が留意すべきこと:

出願への対抗行為は、特許の重要性を表す

- ●日本と外国において:
 - 競合事業者の製品を調査する
 - それら製品を請求の範囲に含める補正をする
 - 必要に応じて、早期審査を請求する
 - 分割出願を継続させておく
 - 可能な限り、多様な発明についてより多くの特許権を取得する



出願人が留意すべきこと:

後に審査された特許の方が、有効性を認められやすい傾向にある (例:日本 対 米国)

日本で先に審査された場合:

- → 日本語の引用文献が発見される
- → 日本出願の引用文献を考慮し米国出願の請求項が補正
 - → 有効な米国特許
- → 日本出願において、米国の英語文献は考慮されなかった
 - → 無効な日本特許

米国出願が先に審査されれば、上記とは反対に日本特許が有効な ものとなりやすい

審査の順番が重要である



米国で有効な特許を取得するために:

他国での対応する出願の審査が完了するまで、 継続出願を残しておく

-- 又は ---

他の外国出願早期審査を請求する

米国 (継続出願) 他国での引用文献を考慮して OA応答する



特許権者が留意すべきこと:

異議申立期間が経過するまで、警告を送らない

- 上記期間が過ぎた後にとれるアクションは無効審判のみであり、利害関係人以外は請求できない
- 請求人は特許庁および裁判所に対しての矛盾した主張 を避けようとする
 - ⇒ 請求の範囲を広く読むことが困難
 - ⇒ 特許を無効とすることが困難



特許無効審判

